

第22回

## 遊戯施設における トランポリンでの事故にご注意ください！

－骨折や、神経損傷等の重傷例も－

### 事故事例

トランポリンで遊んでいて転倒した際に、左の太ももを骨折した。同じトランポリンでは大人も跳んでいた。

トランポリン<sup>\*2</sup>は、ベッドとスプリングの弾力を利用した跳躍運動器具です(図)。大きな反発力が得られ、高く、何度も跳び上がることができるもので、競技、レクリエーション、リハビリテーションのほか、器械体操、スノーボード等の技術取得練習にも使われています。

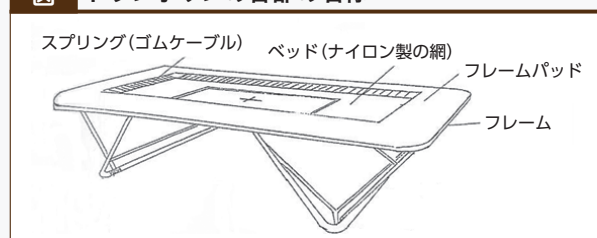
さまざまなトランポリンを設置した屋内遊戯施設が増えて、なかには公式競技で使用されるような高く跳躍できるトランポリンを使っているところもあります。

### 問題点とアドバイス

トランポリンは、安全な遊び方を正しく理解していないと、落下、転倒、衝突により骨折や神経損傷などの重大な事故が起きかねません。消費者庁には「遊戯施設でトランポリンを使用<sup>ちゆうかんせつ</sup>中、その外に落下し、左肘関節脱臼骨折」という重大事故等が通知されています<sup>\*4</sup>。

また、トランポリンに関する事故が、事故情報データベース<sup>\*5</sup>や、医療機関ネットワークにも寄せられています。

図 トランポリンの各部の名称<sup>\*3</sup>



トランポリンを使うときは、次の点に注意して安全に利用しましょう。

- (1) 施設のルールを守り正しく使用しましょう。
- (2) 初めて利用する人は、安定した姿勢で跳び、低めの高さから徐々にからだを慣らしましょう。
- (3) ジャンプが高いほど衝撃が大きくなるため、転落や墜落によるけがの程度が重くなります。公式競技にも使用されるような、高く跳躍できるトランポリンを使用する際は、危険性を理解したうえで、無理のない範囲で使用しましょう。
- (4) トランポリンは1人ずつ使用しましょう。同時に2人以上で使うと、意図せず高く跳んだり衝突するなどして、より危険です。

\*1 消費生活において生命または身体に被害が生じた事故にあり、参画医療機関を受診したことによる事故情報を収集する消費者庁と国民生活センターとの共同事業。2010年12月運用開始

\*2 器具の名称「トランポリン」はセノー株式会社登録商標。当該注意喚起の「トランポリン」は競技や遊び方の総称として使用している。空気で膨らませる遊具である「エア遊具」は対象に含まない

\*3 公益財団法人日本体育施設協会 施設用器具部会「事故防止のためのスポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」(改訂第3版[増補第2刷])を基に一部省略

\*4 消費者安全法第12条第1項の規定に基づき、2020年4月21日に通知

\*5 関係機関から「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が国民生活センターと提携して運用しているデータ収集・提供システム。事実関係および因果関係が確認されていない事例も含む。2010年4月運用開始

参考：消費者庁、国民生活センター「遊戯施設におけるトランポリンでの事故にご注意ください！－骨折や、神経損傷等の重傷例も－」(2020年12月9日公表) [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201209\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20201209_1.html)